

暫定議題案
第2回戦略・漁業管理作業部会会合
2010年4月14-16
日本、東京

1. 開会

- 1.1. 歓迎の辞
- 1.2. 議長の確認
- 1.3. 参加者の紹介
- 1.4. 付託事項及び議題の採択

(付託事項(別紙)に基づく) SFMWGの一般的な目的は、次のとおり。(i) SBT漁業の管理における拡大委員会の戦略に関する方向について共通認識を定める戦略計画案の開発 (ii) 最新の国際的漁業管理と調和する SBT 資源及び生態学的関連種のための管理目標からなる SBT の漁業管理計画案の開発。これには、国連公海漁業協定及び予防的措置と調和する SBT の再建戦略並びに必要な応じたその他の SBT 資源管理の技術的措置が含まれる。

2. CCSBT 戦略計画の開発

CCSBT16 では、拡大委員会のためにニュージーランドが開発した戦略計画案 (CCSBT16 報告書別紙 16 に掲載) がまだ採択されておらず、そして、同計画のさらなる開発及び検討が 2010 年 4 月の SFMWG 会合で議論されるであろうことが留意された。

この戦略計画の開発が今回の SFMWG 会合の主要なタスクの 1 つであるとされている。

3. SBT 資源管理のための再建戦略の開発

第 1 回 SFMWG 会合は、SBT 資源の管理及び再建に関する事項について多くの助言を提出した。これには以下の事項が含まれる。資源を SSB_{MSY} (最大持続生産量となる産卵親魚資源資源量) まで再構築することが CCSBT の目標であることを確認した。資源を現状の低いレベルから回復させるには、 SSB_0 の 20% を暫定的な目標のリファレンス・ポイントとすることが必要である。管理手続き (MP) は、2011 年実施に向け、2010 年に最終化させる。産卵場所に対する特別な管理取極を現段階で導入する必要はない。

第 2 回 SFMWG 会合では、 SSB_0 の 20% を達成するための適切なタイムフレームの検討及び MP がチューニングされるべきその他のパフォーマンス目標を含め、さらなる再建戦略の開発が必要となろう。これは、次の議題項目の側面とも密接な関係がある。

4. 管理手続きの開発に関する管理手続き技術作業部会及び拡大科学委員会への助言

みなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議の一部として、CCSBT16 は、2010 年の拡大委員会年次会合で管理手続き (MP) に合意するためにも、2010 年にそれを最終化させるべきことに言及した。MP を最終化させるためにも、技術作業部会及び ESC は、多くの分野において助言を必要としている。それには次の事項が含まれる。

- 2013 年以降、TAC をどれぐらいの頻度で見直すべきか? 前回の MP 開発では、TAC の見直しは、拡大委員会の要請に応じて 3 年ごとにするものと限定されていた。しかしながら、SBT の低い資源状況を踏まえれば、大きな修正を避けるためにもより頻繁な見直しが望ましいだろう。

- MPによってTACを算出してから当該TACを実施するまでのタイムラグはどれくらい必要か？ただし、2012年のTACに関しては、タイムラグは想定されていない。2012年のTACは、2011年7月-9月に、2010年までのCPUEを使用してMPによって計算されるであろう。従って、オーストラリアの場合は、このほとんどすぐ後にTACの実施が行なわれることになるだろう。
- それぞれの段階における受け入れ可能なTACの見直しの最大値と最小値はどれくらいか（前回のMP開発では、5000t及び100tを使用）。
- MPはどれくらいのパフォーマンス（再建）レベルにチューニングされるべきか？前回のMP開発では、MPは2022年におけるSSBの中央値が現在（2004年）の0.9、1.1及び1.3となるようチューニングされていた。しかしながら、ESCが2005年にMPを勧告したときには、結局異なったクライテリア（レファレンス・セットに基づき、2022年の資源量が90%の確率で現在の資源量を超えるようチューニングされる）が使用されることとなった。
- 拡大委員会は、どのような追加的な性能統計を必要としているのか？現時点では、一定漁獲の下での将来予測のために必要となる全リストが使用されることとなるだろう。
- SFMWG会合の前に行われる現在進行中のMPに関する技術的作業を通じて、助言に関するこの他の要請も提起されるかもしれない。

5. 「保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議」に基づきメンバーが策定した行動計画の発表

第1回会合では、SFMWGは、正確で検証されたデータを得ることの重要性を重視し、一部のメンバーがそのデータに関し十分な検証を得られていないことに留意した。それらのメンバーは、データを検証するためのより系統だった方法を開発することが推奨された。後にCCSBT16は、保存管理措置の遵守の確保のための行動計画に関する決議を採用した。この決議では、それぞれのメンバー及び協力的非加盟国は、2010年4月1日までに、委員会の保存管理措置に対する彼ら自身の遵守を確保するための行動計画を事務局に提出することが求められている。

この議題項目は、メンバー及び協力的非加盟国が、彼らの行動計画を紹介し、そしてそれに対するフィードバックを早期に受けることができる機会を提供する。

6. SFMWGの今後の作業

CCSBT17までに実施すべき閉会期間中の作業の特定及び追加的なSFMWG会合の開催のための勧告。

7. その他の事項

8. 閉会

8.1. 報告書の採択

8.2. 閉会

付託事項
戦略・漁業管理作業部会
(CCSBT 15 報告書 別紙15)

2008年に実施された拡大委員会のパフォーマンス・レビューによる勧告に呼応し、拡大委員会は、戦略・漁業管理作業部会(SFMWG)の付託事項について、次のとおり合意した。

構成

1. SFMWG は、拡大委員会メンバーのコミッショナー、事務局及び必要に応じ漁業管理及び漁業科学の専門家から、構成されなければならない。参加者数は、最小に留められる。
2. 第1回会合は日本が議長を務める。

機能

3. SFMWG の一般的な目的は、次のとおり。
 - i. SBT 漁業管理における拡大委員会の戦略に関する方向について共通認識を定める戦略計画(SP)案の開発。
 - ii. 最新の国際的漁業管理と調和する SBT 資源及び生態学的関連種の管理目標からなる、みなみまぐろ(SBT)の漁業管理計画(FMP)案の開発。
 - iii. ii に関連し、次を開発する。
 - 国連公海漁業協定及び予防的措置と調和する SBT 再建戦略。
 - 必要に応じて、その他の SBT 資源管理の技術的措置。
4. SFMWG は、拡大委員会の補助機関からの関係する助言を考慮しなければならない。

作業計画

5. SFMWG の第1回会合は、上記項目 iii が重点的に取り組まれることになる。
6. SFMWG 第1回会合は、日本 東京で2009年4月14-17日に開催され、SFMWG 会合の必要なフォローアップ作業は、CCSBT16 までの休会期間中に完了されるものとする。
7. SFMWG による勧告は、CCSBT16 において拡大委員会により検討される。